

請　願　文　書　表

(行財政局)

受理番号	1233	受理年月日	令和5年2月22日
件　名	感染対策緩和に向けたメッセージの発出		
要　旨	<p>政府より令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けを変更することが発表されたことを受け、基本的な感染対策の緩和について、厚生科学審議会感染症部会から留意点が示された。留意点には、「今後3か月の準備期間を置いたうえで行うべき」との方針が示されており、「マスクや換気等は個人の判断に委ねることを基本とし、今では過剰とも言える感染対策は、できる限り早期に見直しを行いつつ、新型コロナの特性を踏まえ、有効な方法について、引き続き丁寧に情報発信し、国民の理解と協力を得られるようにする」とも書かれている。</p> <p>京都市においては、多くの子供たちが感染対策として、現場による判断で黙食が継続されている。また、マスクの着用に関しても一律の着用指示が行われている場所もある。</p> <p>全国有志子どもを思う会で子供たちにアンケートを実施したところ、多くの子供たちがマスクを着用する必要がないとされる場面でも、着用して園生活・学校生活を送っていることが分かった。また、様々な理由でマスクを着用せずに生活している子供たちの中には、心情への理解が及ばず、深く傷付いてる子供もいる。そして、子供同士の事例だけでなく、教職員の指導等で傷付くこともあるということが明らかになった。京都市においても同様の状況が続いているという報告を京都市民から受けており、悲痛な子供たちの声が集まっている。</p> <p>ゆえに、当会では、感染症法上の位置付け変更に併せ、3年という年月を費やした感染対策への真摯な取組から子供たちの人権意識へと、これまで以上に注力していただきたい。そのためにも、実際の教育現場等における感染対策の早期見直しを具体的に進めていただくことを求めている。しかし、校長及び園長は、マスク非着用者を見ると不安になる人の存在が、黙食やマスク着用の様々な対策について、現場の判断で緩和に踏み切れない理由であると述べられている。</p> <p>こうした不安に思われる方々と共に、感染対策を緩和して従来どおりの生活へと戻していくことができるよう、「換気の重要性・効果の学び」や「換気対策機器の活用や導入等（例えば高機能換気設備・二酸化炭素濃度測定器・サーキュレーター・HEPAフィルター機能付き空気清浄機等）」により安心材料の視覚化を行っていただくなどの具体的な取組に努めていただきたい。</p> <p>については、以下のことを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 京都市として、市民に伝わる形で、感染対策緩和へ前向きかつ具体的に取り組んでいく旨のメッセージ発信等をすること。 2 教育機関等が子供たちの生活をより文化的なものへと戻していくために、踏み出すきっかけづくりを行うこと。 		
請　願　者			
紹介議員	小山田春樹		
付託委員会	総務消防委員会		